

＜＜学校感染症とその出席停止期間＞＞

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

* 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 （ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る） ・ 中東呼吸器症候群 ・ 特定鳥インフルエンザ ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症及び新感染症 	<p style="text-align: center;">治癒するまで</p> 
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く） ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風疹（三日ばしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症後5日を経過し、且つ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで ・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱後3日を経過するまで ・ 耳下腺、愕下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・ 発疹が消失するまで ・ すべての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消退後、2日を経過するまで ・ 症状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症（しょうこう熱）など 	<p style="text-align: center;">症状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで</p> 

* 出席停止後の登校には、医師が発行した「治癒証明書」が必要になります。治癒証明書は鎌西のホームページからダウンロードできます。（保健室にもあります。また、鎌西フォルダにも入っています。）

* 「治癒証明書」の様式は問いませんので、各医療機関の様式で構いません。但し、出席停止期間を明確にしてください。* 治癒証明書の提出がないものは『出席停止』にはなりません。